

鈴鹿市訓令第 2 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程の一部を改正する訓令
鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程（平成 2 7 年鈴鹿市訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
会議の 名称	開催の目的	構成 員数	所管課	会議の 名称	開催の目的	構成 員数	所管課
鈴鹿市 人口減 少対策 会議	鈴鹿市総合計 画2031及び地 方創生推進に 係る意見聴取	15人 以内	政策経営 部総合政 策課	鈴鹿市 地方創 生会議	鈴鹿市まち・ ひと・しごと 創生総合戦略 の策定及び推 進に係る意見 聴取	15人 以内	政策経営 部総合政 策課
略	略	略	略	略	略	略	略
5 歳児 健診検 討会議	集団活動にな じみにくい児 童等を早期に 発見し、適切	20人 以内	<u>こども政 策部こど も家庭支 援課</u>	5 歳児 健診検 討会議	集団活動にな じみにくい児 童等を早期に 発見し、適切	20人 以内	<u>子ども政 策部子ど も家庭支 援課</u>

	な支援を行う ための５歳児 健診の実施に 係る意見聴取				な支援を行う ための５歳児 健診の実施に 係る意見聴取			
小児等 在宅医 療に係 る行政 機関等 連携会 議	在宅で医療を 必要とする小 児等が医療及 び福祉のサー ビスの提供を 受け、地域で 安心して療養 できるための 関係機関間の 情報共有及び 連絡調整	30人 以内	<u>こども政 策部こど も保健課</u>	小児等 在宅医 療に係 る行政 機関等 連携会 議	在宅で医療を 必要とする小 児等が医療及 び福祉のサー ビスの提供を 受け、地域で 安心して療養 できるための 関係機関間の 情報共有及び 連絡調整	30人 以内	<u>子ども政 策部子ど も保健課</u>	
略	略	略	略	略	略	略	略	
鈴鹿市 学校給 食費検 討会議	略	略	略	鈴鹿市 学校給 食費検 討会議	略	略	略	
<u>金生水 沼沢植 物群落 保護増 殖事業 推進検 討会議</u>	<u>金生水沼沢植 物群落の保護 増殖及び活用 の推進を図る ための意見聴 取</u>	<u>8人 以内</u>	<u>文化スポ ーツ部文 化財課</u>					
<u>鈴鹿市 文化財</u>	<u>鈴鹿市文化財 保存活用地域</u>	<u>12人 以内</u>	<u>文化スポ ーツ部文</u>					

<u>保存活用地域計画協議会</u>	<u>計画の作成及び計画の運用等に係る意見聴取</u>		<u>化財課</u>				
<u>国史跡伊勢国府跡調査指導会議</u>	<u>国史跡伊勢国府跡の調査実施のための意見聴取</u>	<u>6人以内</u>	<u>文化スポーツ部文化財課</u>				

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。